

宮保育第1857号
平成31（2019）年3月6日

私立幼稚園 施設長 様

宇都宮市長 佐藤 栄一
(子ども部保育課扱)

インフルエンザ治癒証明書に替わる対応について（周知）

日頃より、本市の保育行政にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市内の認定こども園・保育所・地域型保育施設におきまして、これまで、インフルエンザに罹患し出席停止となった児童が登園する際、病状回復の確認とまん延防止の観点から、保護者には医療機関からの治癒証明書の提出をいただくようお願いしてまいりました。

しかしながら、治癒後に再度、児童及び保護者が医療機関に行くことへの不安や負担、治癒証明書に係る費用負担などが課題となっておりました。

そこで、市医師会等との協議を重ね、2019年度より、治癒証明書に替わる「インフルエンザ経過報告書」を活用することとし、発症後の体温の経過などを保護者に記録いただき、学校保健安全法施行規則により示されているインフルエンザの出席停止期間である「発症した後5日、かつ、解熱した後2日を経過（幼児においては3日）」したことを保護者が確認した上で、登園の際に、各施設に提出することといたしました。

つきましては、医療機関において、貴園児も同様の対応ができますことから、参考までに、様式等を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、インフルエンザ以外の感染症に罹患し出席停止となった児童が登園する際には、これまで同様、治癒証明書により対応することとしています。

※インフルエンザ経過報告書については、児童が医療機関を受診した際、記載内容の一部を医療機関が記入し、保護者に渡していただくよう、協力をお願いしておりますが、医療機関により対応が異なる場合もありますことから、医療機関で報告書をいただけない場合には、各園より保護者にお渡しいただくなど、報告書の活用について留意が必要です。

宇都宮市
子ども部 保育課 事業支援グループ
〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5
TEL 028-632-2392 FAX 028-638-8941
E mail : u33001500@city.utsunomiya.tochigi.jp